

○ 内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（平成十六年金融庁告示第十二号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>第一条 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に基づく手続等とし、同条に規定する公益法人の設立又は監督に関する手続等は金融庁の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する共管申請等に係る手続等とする。</p> <p>第二条 規則第四条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。</p> <p>第三条 規則第五条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を入力するときは、光学的文字読取装置を用いて当該書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日</p>	<p>第一条 関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に基づく手続等とし、同条に規定する公益法人の設立又は監督に関する手続等は金融庁の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する共管申請等に係る手続等とする。</p> <p>第二条 規則第四条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。</p> <p>第三条 規則第四条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を入力するときは、光学的文字読取装置を用いて当該書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日</p>

時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

「項を削る。」

時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

2|| 申請等を行う者が、前項の規定により、登記簿の謄本又は抄本、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等が発行する書面等、又は行政機関等が指定する書面等に記載されている事項の入力を行うときは、行政機関等は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する申請 申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間

二 行政手続法第二条第七号に規定する届出 届出を行った日から三ヶ月を経過する日までの期間

3|| 申請等を行う者が、規則第四条第二項の規定により、書面等又は電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するときは、当該書面等又は電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に行わなければならない。

「条を削る。」

第四条 行政機関等は、規則第五条第一項の規定により、電子情報処理組織による申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>、当該処分通知等を受けるべき者が、あらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2 行政機関等は、規則第五条第二項の規定により、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用して当該処分通知等を受けることを希望する旨を、あらかじめ規則第四条第一項の方法によって行政機関等に届け出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用し、行うことができる。ただし、処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録することが可能となった時から二十四時間以内に記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、書面等により当該処分通知等を行うものとする。</p>
---------------------------	--